

奈良県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、窪田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十九年四月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 馬場 清

生駒郡安堵町大字窪田五七〇

監事 西埜 順一

一八一

吉井 誠一

五〇〇一四

吉村 操

一六一

中本 成明

二二〇

磯部 隆一

五四五一

山口 博義

一一一四

堀口 善友

一一〇七一

松河 伸卓

一〇六

中川 高志

五一九

三宅 正樹

一二

馬場 清一

五〇〇一四

理事 馬場 清

生駒郡安堵町大字窪田五七〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

監事 勝田 清一

一六一

吉井 誠一

二三八

勝田 光男

二五七一二

馬場 健司

五二一一

山嶋 健司

四五四一

森中 茂

五七八一

木谷 泰雄

一一四

斧田 康雄

一一四

磯部 隆一

一一四

〃 監事

松 中川
河

伸 高志
卓

一一〇六

〃 〃